



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第154号 令和2年1月21日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
20	特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定した件	税務課
21	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
22	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
23	都市計画事業の変更を認可した件	都市計画課

【企業局訓令】

番号	表題	担当課名
1	徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令	

徳島県告示第二十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
県税システム・スマート化推進事業業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和元年十一月十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 五 落札金額
十億三千九百六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和元年八月九日

徳島県告示第二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人喜久寿会	徳島市南末広町四番七〇号	喜久寿会デイサービスセンター	徳島市福島一丁目三番四号	通所介護	令和二年一月一日
有限会社オルト商事	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	デイサービス二輪草	板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一	同	同
医療法人田岡会	三好市池田町シマ九三四番地六	医療法人田岡会老人保健施設すこやか	三好市池田町シマ九二七番地二	通所リハビリテーション	同

徳島県告示第二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人田岡会		名 称	指定介護予防サービス事業者	
六	三好市池田町シマ九三四番地	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	
医療法人田岡会老人保健施設すこやか		名 称	サービスの種類	
地二	三好市池田町シマ九二七番地	所 在 地	指定年月日	
介護予防通所リハビリテーション		種 類	令和二年一月一日	

徳島県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施行者の名称

鳴門市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 鳴門市公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年八月十日から

令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年一月二十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局文書規程（平成二十三年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第九条第一項」を「本局にあつては第九条第一項、総合管理推進センターにあつては第三十六条第一項」に改める。

第四条第四項第七号中「文書件名簿（様式第三号）」を「電子決裁・文書管理システム」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁・文書管理システムにより番号を付けることが困難な場合は、当該文書については文書件名簿（様式第三号）により、年度による一連番号を付けること。

第十三条第六号中「同条第二項」の下に「の規定」を加える。

第十八条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「決裁年月日を」の下に「登録し、又は」を加える。

第二十条の見出し中「記入」を「登録等」に改める。

第二十三条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十七条第一項中「の文書」を「のもの」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（立案の方法）

第三十六条 立案（次項に規定するものを除く。）は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することにより行わなければならない。

2 次に掲げる事案に係る立案は、立案用紙によつてしなければならない。この場合において、第一号に掲げる事案に係る立案については、電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することによりその立案用紙を作成しなければならない。

一 即時処理を要する事案その他の電子決裁による処理が困難であると所長が認める事案

二 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文書件名等を登録することが適当でないと所長が認める事案

3 前二項の規定にかかわらず、定例的又は軽易な事案に係る立案については、收受文書の余白又は所長が定めた帳票を用いて処理することができる。

第三十八条第五号及び第六号を次のように改める。

五 重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認められる場合は、処理事の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係法規その他参考となる事項を登録し、又は付記し、関係書類があるときは、これを添付すること。

六 第三十六条第一項の規定による立案及び同条第二項の規定による立案（同項第一号

に掲げる事案に係るものに限る。）の場合において、当該立案の内容に個人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係るシステム完結電子文書及び同項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要があるときは、電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。

第三十八条第七号中「同一事案」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、同一事案」に改め、同条第八号中「文書」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合における文書」に改め、同条に次の一号を加える。

九 第三十六条第二項及び第三項の規定による立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること。

第三十九条第二項を次のように改める。

2 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第三十六条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては当該立案文書の左上欄に、その旨を記入した付せんを貼り付けなければならない。

第三十九条第三項中「即時処理」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち即時処理」に改め、同条第四項中「秘密」を「第三十六条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密」に改める。

第四十条第二項中「軽微である場合は、」の下に「第三十六条第一項の規定による立案に係る立案文書にあつては電子決裁・文書管理システムの所定の欄に意見を登録し、同条第二項及び第三項の規定による立案に係る立案文書にあつては」を加える。

第四十二条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「決裁年月日を」の下に「登録し、又は」を加える。

第四十三条の見出し中「記入」を「登録等」に改め、同条中「番号を」及び「日付を」の下に「登録し、又は」を加える。

第四十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、第三十六条第一項の規定による立案に係る浄書した文書には、契印を押印することを要しない。

第四十六条第一項中「立案文書に発送年月日を記入しなければならない」を「次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十六条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに発送年月日を登録すること。

二 第三十六条第二項の規定による立案（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。

） 発送年月日を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。

三 第三十六条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項の規定による立案 立案文書に発送年月日を記入すること。

第四十六条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一

号として次の一号を加える。

一 電子決裁・文書管理システムによる送信

第四十六条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四十七条第一項中「毎年度当初に」の下に「電子決裁・文書管理システムにより」を加え、同条第二項中「これを」を「電子決裁・文書管理システムにより」に改め、同条第三項を削る。

第四十八条中「文書は」を「文書（電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）は」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

システム完結電子文書は、総合管理推進センターにおいて、電子決裁・文書管理システムに保存するため、ファイル管理表の第四分類及び年度ごとに整理するものとする。

第四十九条第一項中「所長は、」の下に「文書（電磁的記録にあつては、システム完結電子文書に限る。次条において同じ。）のうちその」を加え、「の文書」を「のもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。